平成２１年（フ）第１４４１４号
東京都大田区羽田５丁目13－４
債務者　山田　　傑
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４１５号
埼玉県さいたま市南区南浦和３丁目49－１－303
債務者　サルバシオンガンボアこと　ガンボア　サルバシオン　ハゴリナ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４１６号
埼玉県戸田市美女木２丁目１－９－A－201
債務者　八木橋エリザベスこと　ヤギハシ　エリザベス　サイプ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４１７号
東京都墨田区東駒形１丁目６－14－404
債務者　白井　雅之
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４４８号
東京都荒川区西尾久５丁目14－１－303
債務者　小石川秀子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４４９号
埼玉県春日部市粕壁6881－２
債務者　東風谷　勇
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５０号
東京都杉並区松ノ木１丁目12－35－340
債務者　戸部美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５１号
栃木県大田原市本町１丁目2714－22－101
債務者　村山　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５２号
長野県北安曇郡白馬村大字北城5025
債務者　丸山　淳真
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５３号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和2145－２
債務者　栗田有規子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５４号
東京都墨田区向島１丁目14－８
債務者　安田　正子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４５５号
東京都荒川区東尾久５丁目19－４－303
債務者　山口　麻美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４６１号
東京都練馬区光が丘５丁目５－６－601
債務者　落合　和美（旧姓保戸塚）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４６３号
東京都板橋区三園１丁目25－13　坂本方
債務者　藤澤　　透
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４６４号
東京都八王子市石川町1920　石川団地10－203
債務者　高橋亜由美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４６５号
千葉県勝浦市台宿119
債務者　星野　憲一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部